

## 山形県職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行			改 正 案		
(職員の定数)			(職員の定数)		
第 2 条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。			第 2 条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。		
(1) 知事の事務	一般会計	<u>4,084</u>	(1) 知事の事務	一般会計	<u>4,128</u>
部局の職員	企業特別会計	165	部局の職員	企業特別会計	165
	病院事業特別	2,004		病院事業特別	2,004
	会計			会計	
	計	<u>6,253</u>		計	<u>6,297</u>
(2)～(4)	—略—	—略—	(2)～(4)	—略—	—略—
(5) 教育委員会の事務部局の職員		<u>270</u>	(5) 教育委員会の事務部局の職員		<u>254</u>
(6)～(8)	—略—	—略—	(6)～(8)	—略—	—略—

## 山形県部設置条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

## 第1条（山形県部設置条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。 （1）～（7） 一略－ （8） 観光文化スポーツ部 イ 観光に関する事項 ロ 文化振興に関する事項 ハ 文化財の保護に関する事項 ニ <u>スポーツによる地域活性化に関する事項</u>	第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。 （1）～（7） 一略－ （8） 観光文化スポーツ部 イ 観光に関する事項 ロ 文化振興に関する事項 ハ 文化財の保護に関する事項 ニ <u>スポーツに関する事項（学校における体育に関する事項を除く。）</u> 。

## 第2条（山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。 （1） 一略－ （2） <u>文化財の保護に関すること。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる教育に関する事務は、知事が管理し、及び執行することとする。 （1） 一略－ （2） <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）</u> 。 （3） <u>文化財の保護に関すること。</u>

## 附則第2項関係（山形県体育施設条例の一部を改正する条例）

現 行	改 正 案
（使用の許可） 第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>県教育委員会</u> の許可を受けなければならない。 2 <u>県教育委員会</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 （使用の不許可） 第3条 <u>県教育委員会</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 （1）及び（2） 一略－ （使用の許可の取消し等） 第4条 <u>県教育委員会</u> は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）	（使用の許可） 第2条 体育施設の施設又は設備で別表に掲げるもの（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、 <u>知事</u> の許可を受けなければならない。 2 <u>知事</u> は、前項の許可に体育施設の管理上必要な条件を付することができる。 （使用の不許可） 第3条 <u>知事</u> は、施設等の使用目的、使用方法等が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。 （1）及び（2） 一略－ （使用の許可の取消し等） 第4条 <u>知事</u> は、第2条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の

が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 一略一  
(損害賠償等)

第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくはき損し、又は滅失したときは、県教育委員会の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。  
(使用料の徴収等)

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 一略一  
(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) その他体育施設の管理上県教育委員会が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。

3 県教育委員会は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ県教育委員会の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。  
(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し県教育委員会が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消し、当該許可に付した条件を変更し、又は施設等の使用の停止を命ずることができる。

(1)～(3) 一略一  
(損害賠償等)

第5条 使用者は、体育施設の施設又は設備を汚損し、若しくは毀損し、又は滅失したときは、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。  
(使用料の徴収等)

第6条 県は、第8条の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が体育施設の管理を行う場合を除き、使用者から別表に定める額の範囲内で知事が定める額の使用料を徴収する。

2 一略一  
(指定管理者が行う管理の基準)

第9条 指定管理者は、次に掲げる基準に従い、体育施設の管理を行うものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) その他体育施設の管理上知事が必要と認める基準

2 指定管理者は、前項第2号の基準の範囲内で、あらかじめ知事の承認を受けて体育施設の休業日を定めるものとする。

3 知事は、前項の承認をしたときは、速やかに当該承認をした休業日を公示するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を受けて体育施設を臨時に使用させ、又は使用させないことができる。  
(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)～(4) 一略一

(5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理に関し知事が必要と認める業務

2 第8条の規定により指定管理者が体育施設の管理を行う場合における第2条から第5条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、県教育委員会規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附則第3項関係 (山形県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例)

現 行	改 正 案
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、<u>知事</u>の諮問に応じ、スポーツの推進に関する計画その他のスポーツの推進に関する重要事項について調査審議する。</p>
<p>(委員)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から、<u>教育委員会</u>が任命する。</p>	<p>(委員)</p> <p>第4条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から、<u>知事</u>が任命する。</p>
<p>2及び3 一略一</p>	<p>2及び3 一略一</p>

## 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 一略一</p> <p>(11) 有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(12)～(17) 一略一</p> <p>(18) 高所作業に従事する<u>職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(19) <u>農林大学校</u>に勤務する<u>職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(20) 一略一</p> <p>(21) 公共土木施設等災害応急作業に従事する<u>職員</u>の特殊勤務手当</p> <p>(22)～(28) 一略一</p> <p>(精神保健及び精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第3条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 一略一</p> <p>(11) 有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員等</u>の特殊勤務手当</p> <p>(12)～(17) 一略一</p> <p>(18) 高所作業に従事する<u>職員等</u>の特殊勤務手当</p> <p>(19) <u>東北農林専門職大学及び農林大学校</u>に勤務する<u>職員等</u>の特殊勤務手当</p> <p>(20) 一略一</p> <p>(21) 公共土木施設等災害応急作業に従事する<u>職員等</u>の特殊勤務手当</p> <p>(22)～(28) 一略一</p> <p>(精神保健及び精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当)</p>
<p>第6条の4 精神保健及び精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉部障がい福祉課、精神保健福祉センター及び総合支庁に勤務する職員が、次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 法第47条第1項の規定による<u>相談及び指導業務</u>で人事委員会規則で定めるもの</p>	<p>第6条の4 精神保健及び精神障がい者福祉に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当は、健康福祉部障がい福祉課、精神保健福祉センター及び総合支庁に勤務する職員が、次の各号に掲げる業務に従事した場合に支給する。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>(5) 法第47条第1項の規定による<u>相談及び援助業務</u>で人事委員会規則で定めるもの</p>
<p>2 一略一</p> <p>(有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員</u>の特殊勤務手当)</p>	<p>2 一略一</p> <p>(有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員等</u>の特殊勤務手当)</p>
<p>第7条 有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員</u>の特殊勤務手当は、消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部農業技術環境課、<u>農林大学校</u>、農業総合研究センター、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する<u>職員</u>が、有毒ガス発生を伴う作業に従事したとき（その従事した時間が1日につき2時間を超える場合に限る。）に支給する。</p>	<p>第7条 有毒ガス発生を伴う作業に従事する<u>職員等</u>の特殊勤務手当は、消費生活センター、環境科学研究センター、衛生研究所、工業技術センター、農林水産部農業技術環境課、<u>東北農林専門職大学、農林大学校</u>、農業総合研究センター、水産研究所、内水面水産研究所、森林研究研修センター及び総合支庁に勤務する<u>職員等</u>が、有毒ガス発生を伴う作業に従事したとき（その従事した時間が1日につき2時間を超える場合に限る。）に支給する。</p>
<p>2及び3 一略一</p> <p>(毒物及び劇物による病虫害防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当)</p>	<p>2及び3 一略一</p> <p>(毒物及び劇物による病虫害防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当)</p>
<p>第10条 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭</p>	<p>第10条 毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法（昭</p>

和25年法律第303号)第2条に定める毒物及び劇物をいう。以下同じ。)による病虫害防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、農林水産部、農業総合研究センター、農林大学校、病虫害防除所、森林研究研修センター、総合支庁及び高等学校に勤務する職員等が作物等の病虫害防除作業を実施する場合において、直接毒物及び劇物の調製及び散布の作業に従事したときに支給する。

2 一略一

(高所作業に従事する職員等の特殊勤務手当)

第12条の2 高所作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、総務部管財課、環境エネルギー部水大気環境課及び循環型社会推進課、環境科学研究センター、県土整備部、会計局工事検査課、山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所、農林水産部、農業総合研究センター、農林大学校、森林研究研修センター、総合支庁、工業技術センター、職業能力開発専門校並びに産業技術短期大学校に勤務する職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において、測量、調査、監督、保守点検、修理又は職業訓練等の業務に従事した場合に支給する。

2 一略一

(農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当)

第12条の3 農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当は、農林大学校に勤務する職員のうち入校者の指導伝習に専ら従事する技術職員(人事委員会規則で定める技術職員を除く。)に対して支給する。

2 一略一

3 前2項に規定するもののほか、農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当)

第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する

和25年法律第303号)第2条に定める毒物及び劇物をいう。以下同じ。)による病虫害防除作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、農林水産部、農業総合研究センター、東北農林専門職大学、農林大学校、病虫害防除所、森林研究研修センター、総合支庁及び高等学校に勤務する職員等が作物等の病虫害防除作業を実施する場合において、直接毒物及び劇物の調製及び散布の作業に従事したときに支給する。

2 一略一

(高所作業に従事する職員等の特殊勤務手当)

第12条の2 高所作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、総務部管財課、環境エネルギー部水大気環境課及び循環型社会推進課、環境科学研究センター、県土整備部、会計局工事検査課、山形空港事務所、庄内空港事務所、港湾事務所、農林水産部、農業総合研究センター、東北農林専門職大学、農林大学校、森林研究研修センター、総合支庁、工業技術センター、職業能力開発専門校並びに産業技術短期大学校に勤務する職員等が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において、測量、調査、監督、保守点検、修理又は職業訓練等の業務に従事した場合に支給する。

2 一略一

(東北農林専門職大学及び農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当)

第12条の3 東北農林専門職大学及び農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当は、東北農林専門職大学及び農林大学校に勤務する職員のうち学生又は入校者の指導伝習に専ら従事する技術職員(人事委員会規則で定める技術職員を除く。)に対して支給する。

2 一略一

3 前2項に規定するもののほか、東北農林専門職大学及び農林大学校に勤務する職員等の特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当)

第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する職員等の特殊勤務手当は、防災くらし安心部防災危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する

職員が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(3) 一略一  
2 及び 3 一略一

る職員並びに人事委員会規則で定める職員等が、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1)～(3) 一略一  
2 及び 3 一略一

## 山形県知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ～ロ 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「知事等」という。）の県に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(知事等の損害賠償責任の一部免責)</p> <p>第2条 県は、知事等の県に対する損害を賠償する責任を、知事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、知事等が賠償の責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について免れさせるものとする。</p> <p>(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の知事等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ～ニ 略</p> <p>(2) 地方警務官 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額</p> <p>イ～ロ 略</p>



## 山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(手数料の徴収)	(手数料の徴収)
第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。	第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。
(1)～(31) 一略一	(1)～(31) 一略一
(32) 消防法第13条 危険物取 甲種危険 の3第3項の規定 扱者試験 物取扱者 に基づく危険物取 手数料 試験にあ 扱者試験の実施 っては <u>6,600円</u> 、 乙種危険 物取扱者 試験にあ っては <u>4,600円</u> 、 丙種危険 物取扱者 試験にあ っては <u>3,700円</u>	(32) 消防法第13条 危険物取 甲種危険 の3第3項の規定 扱者試験 物取扱者 に基づく危険物取 手数料 試験にあ 扱者試験の実施 っては <u>7,200円</u> 、 乙種危険 物取扱者 試験にあ っては <u>5,300円</u> 、 丙種危険 物取扱者 試験にあ っては <u>4,200円</u>
(33) 消防法第13条 危険物取 <u>4,700円</u> の23の規定に基づ 扱作業の く危険物の取扱作 保安に関 業の保安に関する する講習 講習 手数料	(33) 消防法第13条 危険物取 <u>5,300円</u> の23の規定に基づ 扱作業の く危険物の取扱作 保安に関 業の保安に関する する講習 講習 手数料
(34)～(37) 一略一	(34)～(37) 一略一
(38) 消防法第17条 消防設備 甲種消防 の8第3項の規定 士試験手 設備士試 に基づく消防設備 数料 験にあっ 士試験の実施 ては <u>5,700</u> <u>円</u> 、乙種消 防設備士 試験にあ っては <u>3,800円</u>	(38) 消防法第17条 消防設備 甲種消防 の8第3項の規定 士試験手 設備士試 に基づく消防設備 数料 験にあっ 士試験の実施 ては <u>6,600</u> <u>円</u> 、乙種消 防設備士 試験にあ っては <u>4,400円</u>
(39)～(58) 一略一	(39)～(58) 一略一
(59) 高圧ガス保安 高圧ガス 次の表の 法（昭和26年法律 製造許可 左欄に掲	(59) 高圧ガス保安 高圧ガス 次の表の 法（昭和26年法律 製造許可 左欄に掲

第204号) 第5条第申請手数料 げる当該  
 1項の規定に基づ料 申請を行  
 く高圧ガスの製造 う者及び  
 の許可の申請に対 設備の区  
 する審査 分に応じ、  
 それぞれ  
 同表の右  
 欄に定め  
 る額

区分	金額
イ 一略一	一略一
ロ 高圧ガス保安法第5条第1 <u>項第1号に該当する者であっ</u> <u>て移動式製造設備（高圧ガスの</u> <u>製造のための設備で移動する</u> <u>ことができるように設計した</u> <u>ものをいう。次号及び第74号に</u> <u>おいて同じ。）のみを使用して</u> <u>高圧ガスの製造をするもの</u>  <u>(イ) 処理容積が1,000万立方</u> <u>メートル以上の設備</u>	91,000 円

第204号) 第5条第申請手数料 げる当該  
 1項の規定に基づ料 申請を行  
 く高圧ガスの製造 う者及び  
 の許可の申請に対 設備の区  
 する審査 分に応じ、  
 それぞれ  
 同表の右  
 欄に定め  
 る額

区分	金額
イ 一略一	一略一
ロ 高圧ガス保安法第5条第1 <u>項第1号に該当する者であっ</u> <u>て移動式製造設備（高圧ガスの</u> <u>製造のための設備で移動する</u> <u>ことができるように設計した</u> <u>ものをいう。以下この号、次号</u> <u>及び第74号において同じ。）の</u> <u>みを使用して高圧ガスの製造</u> <u>をするもの</u>  <u>(イ) 処理容積が1,000万立方</u> <u>メートル以上の設備</u>	91,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の 確保及 び取引 の適正 化に関 する法 律(昭和 42年法 律第149 号)第37 条の4 第1項 の許可 を受け た者の 許可の

				申請に 対する 申請に あつて は、 6,000 円)
<u>(ロ) 処理容積が500万立方メ ートル以上1,000万立方メー トル未満の設備</u>	<u>75,000</u> 円		<u>(ロ) 処理容積が500万立方メ ートル以上1,000万立方メー トル未満の設備</u>	75,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の 確保及 び取引 の適正 化に関 する法 律第37 条の4 第1項 の許可 を受け た者の 許可の 申請に 対する 申請に あつて は、 6,000 円)
<u>(ハ) 処理容積が100万立方メ ートル以上500万立方メー トル未満の設備</u>	<u>60,000</u> 円		<u>(ハ) 処理容積が100万立方メ ートル以上500万立方メー トル未満の設備</u>	60,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の

				確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する申請にあっては、
				6,000円)
(二) <u>処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	44,000円	(二) <u>処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備</u>	44,000円(当該	移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する申請にあって

<u>(ホ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	<u>27,000</u> 円	<u>(ホ) 処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備</u>	は、 6,000 円) 27,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の 確保及 び取引 の適正 化に関 する法 律第37 条の4 第1項 の許可 を受け た者の 許可の 申請に 対する 申請に あつて は、 6,000 円)
<u>(へ) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	<u>21,000</u> 円	<u>(へ) 処理容積が25,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備</u>	21,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の 確保及 び取引 の適正 化に関

			する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する申請にあっては、
			6,000円)
(ト) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000円	(ト) 処理容積が5,000立方メートル以上25,000立方メートル未満の設備	16,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する申請にあっては、
			6,000円)
(チ) 処理容積が1,000立方メートル未満の設備	13,000円	(チ) 処理容積が1,000立方メートル未満の設備	13,000円

<u>一トール以上5,000立方メートル未満の設備</u>	円	<u>一トール以上5,000立方メートル未満の設備</u>	円(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する申請にあっては、 <u>6,000円)</u>
<u>(リ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	<u>11,000円</u>	<u>(リ) 処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備</u>	<u>11,000円(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第1項</u>

<p>(ヌ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</p>	<p>74,000 円</p>
<p>ハ -略-</p>	<p>-略-</p>

(60)～(62) -略-

(63) 高圧ガス保安 高圧ガス 第59号の  
法第20条第1項の 製造施設 表の左欄  
規定に基づく高圧 完成検査 に掲げる

<p>(ヌ) 処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備</p>	<p>の許可 を受け た者の 許可の 申請に 対する 申請に あって は、 6,000 円) 74,000 円(当該 移動式 製造設 備につ いて液 化石油 ガスの 保安の 確保及 び取引 の適正 化に関 する法 律第37 条の4 第1項 の許可 を受け た者の 許可の 申請に 対する 申請に あって は、 6,000 円)</p>
<p>ハ -略-</p>	<p>-略-</p>

(60)～(62) -略-

(63) 高圧ガス保安 高圧ガス 第59号の  
法第20条第1項の 製造施設 表の左欄  
規定に基づく高圧 完成検査 に掲げる



ガスの製造のため 手数料  
の施設の完成検査

高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

ガスの製造のため 手数料  
の施設の完成検査

高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額(高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～10 ー略ー	ー略ー	1～10 ー略ー	ー略ー
11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。） 、 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。） <u>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</u>	山形市	11 医療法（昭和23年法律第205号。以下この項において「法」という。） 、 医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下この項において「政令」という。） <u>、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この項において「省令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</u>	山形市
(1)～(3) ー略ー		(1)～(3) ー略ー	
(4) <u>法第6条の3第6項の規定による報告の徴収及び是正命令</u>		(4) <u>法第6条の3第8項の規定による報告の徴収及び是正命令</u>	
(5) <u>法第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受理</u>		(5) <u>法第7条第1項の規定による病院の開設の許可の申請の受付</u>	
(6) <u>法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可の申請の受理</u>		(6) <u>法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可（病床数又は病床の種類ごとの病床数の変更に係るもの及び省令第50条第1項の規定の適用を受ける場合に係るものに限る。）の申請の受付</u>	
		(7) <u>法第7条第2項の規定による病院に係る病床数等の変更の許可（前号に規定する変更の許可を除く。）</u>	

<p>(7) 法第7条第3項の規定による病床設置の許可又は病床数等の変更の許可（病床数又は病床の種別ごとの病床数の変更に係るものに限る。）の申請の<u>受理</u></p> <p>(8)～(11) 一略一</p> <p>(12) 法第15条第3項の規定による病院に係る診療の用に供するエックス線装置の設置等の届出の<u>受付</u></p> <p>(13) 法第27条の規定による病院の構造設備の使用の許可の申請の<u>受理</u></p> <p>(14)～(18) 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p>(8) 法第7条第3項の規定による病床設置の許可又は病床数等の変更の許可（病床数又は病床の種別ごとの病床数の変更に係るものに限る。）の申請の<u>受付</u></p> <p>(9)～(12) 一略一</p> <p>(13) 法第12条第1項ただし書の規定による病院の管理の許可</p> <p>(14) 法第12条第2項の規定による他の病院又は診療所の管理者による病院の管理の許可</p> <p>(15) 法第15条第3項の規定による病院に係る診療の用に供するエックス線装置の設置等の届出の<u>受理</u></p> <p>(16) 法第18条ただし書の規定による病院に専属の薬剤師を置かないことの許可</p> <p>(17) 法第27条の規定による病院の構造設備の使用の許可</p> <p>(18)～(22) 一略一</p> <p>(23) 省令第9条の15の2の規定による速やかに診療を行う体制が確保されていることの<u>認定</u></p>	<p>一略一</p>
<p>12～14 一略一</p>	<p>一略一</p>	<p>12～14 一略一</p>	<p>一略一</p>
<p>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては</p>	<p>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては</p>	<p>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては</p>	<p>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては</p>

<p>並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) ー略ー</p> <p>(17) 政令第131条の2第2項及び第3項の規定による認定に係る知事に対する申請の受付</p> <p>(18)及び(19) ー略ー</p>	<p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</p>
16～50 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー

<p>並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) ー略ー</p> <p>(17) 政令第131条の2第2項及び第3項並びに第137条の12第6項及び第7項の規定による認定に係る知事に対する申請の受付</p> <p>(18)及び(19) ー略ー</p>	<p>山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</p>
16～50 ー略ー	ー略ー

2 ー略ー

## 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事項、法第30条の40第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の15第 1 項第 2 号に規定する条例で定める事務に関する事項、同条第 2 項第 2 号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関及び事務に関する事項、同項の規定による都道府県知事保存本人確認情報の提供に関する事項、法第30条の40第 1 項（法第30条の44の12において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する都道府県の審議会に関する事項その他法の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(審議会)</p> <p>第 5 条 法第30条の40第 1 項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会は、山形県情報公開・個人情報保護審査会とする。</p>	<p>(審議会)</p> <p>第 5 条 法第30条の40第 1 項に規定する都道府県の審議会は、山形県情報公開・個人情報保護審査会とする。</p>
<p>(本人確認情報の開示に係る手数料)</p> <p>第 6 条 県は、法第30条の32第 2 項の規定により書面の交付による本人確認情報の開示を受ける者から、交付する書面の枚数 1 枚につき10円の手数料を徴収する。</p>	<p>(本人確認情報等の開示に係る手数料)</p> <p>第 6 条 県は、法第30条の32第 2 項（法第30条の44の12において準用する場合を含む。）の規定により書面の交付による本人確認情報又は附票本人確認情報（以下「本人確認情報等」という。）の開示を受ける者から、交付する書面の枚数 1 枚につき10円の手数料を徴収する。</p>
<p>2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、前項の本人確認情報の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>2 既に納められた前項の手数料は、還付しない。ただし、知事は、手数料を納付した者が、その者の責めに帰すことができない理由により、前項の本人確認情報等の開示を受けることができないときその他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
<p>3 一略一</p>	<p>3 一略一</p>

## 山形県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p>
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうち県の執行機関が行うものとする。</p>	<p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p>
<p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務のうち県の執行機関が行うものとする。</p>	<p>第 3 条 法第 9 条第 2 項に規定する条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる県の執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務及び<u>特定個人番号利用事務</u>のうち県の執行機関が行うものとする。</p>
<p>2 ー略ー</p>	<p>2 ー略ー</p>
<p>3 県の執行機関は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>のうち当該県の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>	<p>3 県の執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>のうち当該県の執行機関が行うものを処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって当該県の執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p>

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>（許可証の交付）</u></p> <p><u>第2条の2 知事は、法第55条第1項の規定による営業の許可をしたときは、当該許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、許可証を交付する。</u></p> <p><u>2 許可営業者は、許可証の記載事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、許可証の書換え交付を受けることができる。</u></p> <p><u>3 許可営業者は、許可証を破り、汚し、又は失ったときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、許可証の再交付を受けることができる。</u></p>
<p>（手数料）</p> <p>第3条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p>	<p>（手数料）</p> <p>第3条 県は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p>
	<p><u>（3） 前条第2項の規定による許可証の書換え交付を受けようとする者 2,000円</u></p> <p><u>（4） 前条第3項の規定による許可証の再交付を受けようとする者 2,500円</u></p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。</p>
	<p><u>2 第2条の2第2項及び第3項並びに第3条第3号及び第4号の規定は、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定によりなお従前の例により営業を行うことができることとされた者について準用する。この場合において、第2条の2第2項中「許可証の記載事項」とあるのは、「法の施行のための規則の規定により交付を受けた食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の法第52条第1項の規定による営業の許可に係る許可証（以下「許可証」という。）の記載事項」と読み替えるものとする。</u></p>